

指定通所介護契約書

_____（以下「利用者」という）とデイサービス松島マミーホーム・スマイルマミー・デイサービス梅の宮マミーホーム（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

第1条 契約の目的

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 契約期間

- 1、この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2、契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 通所介護の介護計画

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条 通所介護の提供場所・内容

- 1、通所介護の提供場所は松島町、塩竈市です。所在地および設備の概要等は【重要事項説明書】のとおりです。
- 2、事業者は、第3条に定めた通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者説明します。
- 3、利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条 サービスの提供の記録

- 1、事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等を連絡帳に記入し、サービスの終了時に利用者にお渡しします。
- 2、事業者はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。
- 3、利用者又はその家族は、前項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 4、利用者又はその家族は、第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条 料金

- 1、利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2、事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月の15日頃までに利用者へ送付します。
- 3、利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までにゆうちょ銀行、銀行等金融機関の自動引き落としにて支払うものとします。
- 4、事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第7条 サービスの中止

- 1、利用者は、事業者に対して、できるだけサービス提供日の前日までにサービスの中止をお知らせ下さい。ご連絡が当日であっても、ご利用のない場合は、料金はかかりません。
- 2、事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

第8条 料金の変更

事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を文書で通知します。

第9条 契約の終了

- 1、利用者は事業者に対して、常に契約を解約することができます。
- 2、事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、この契約を解約することができます。
- 3、次の事由に該当した場合は、本契約を終了するものとします。
 - ①利用者が介護保健施設等に入所した場合
 - ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会理念を逸脱する行為を行った場合
 - ④利用者が死亡した場合

第10条 秘密保持

- 1、事業者およびサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2、サービス担当者会議等において、利用者に関する情報を用いる場合は、あらかじめ文章による本人からの同意を得るものとする。

第11条 賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者へ生じた損害について賠償する責任を負います。

第12条 損害賠償がなされない場合

事業者は、事故の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者の損害賠償責任を負いません。

- ①利用者等が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ②利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して利用者等が行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- ④地震・水害等の自然災害その他事業者の責任によらない事由によりサービスの提供できず、利用者等に損害が発生した場合。
- ⑤利用者の転倒等による怪我、骨折による損害が発生した場合。

第13条 緊急時の対応

事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、緊急要請を取り、必要な治療が受けられるようにするとともに、家族または緊急連絡先へ連絡するものとします。

第14条 連携

事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

第15条 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の相談、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条 本契約に定めのない事項

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法例の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

第17条 裁判管轄

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

事業所名

1. デイサービス松島マミーホーム
介護保険事業所番号 0472600865
2. スマイルマミー
介護保険事業所番号 0472600535
3. デイサービス梅の宮マミーホーム
介護保険事業所番号 0470300872

契約者氏名

事業者名 有限会社マミーホーム
住 所 宮城郡松島町松島字東浜4番地
代表者名 取締役 鶴田 一

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印